介護保険事業者における事故発生時の報告について（佐久市）

　介護保険事業者は、介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設等の運営基準に基づき、介護サービス提供中に事故等が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと、事故の状況や対応などについて記録し保険者へ報告することが義務付けられています。

　事業者におかれましては、事故等発生時の適切な対応、報告書の速やかな提出、事故の再発防止等に努めてください。

１　報告対象について

1. サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合。　(負傷は、医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告対象とする。)

(2)　食中毒の発生が認められた場合。

(3)　感染症等の発生が認められた場合。

(4)　施設等から利用者が行方不明になり、公的機関に捜索を依頼した場合。

(5)　施設が機械故障等で長期にわたり使用できず、利用者に影響を与える場合。

(6)　その他必要と認められる場合。（医師の診療を要しない場合を含む）

　　※受傷・過失の有無等に関わらず、苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案等

２　報告期限及び方法について

1. 第１報は、少なくとも事故報告書の１から６の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に、佐久市福祉部高齢者福祉課介護保険事業係まで提出してください。報告書の提出は、電子メールによる提出も可とします。（報告先E-meil : koureisya@city.saku.nagano.jp）
2. その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の分析や再発防止策等については、作成次第報告してください。

３　添付書類

　　事故発生場所が特定できる図面等必要に応じて

４　その他

事故報告書の内容について、利用者ご本人やご家族に事実確認をする場合がありま

す。